

兵庫県公報

令和5年12月1日 金曜日 第470号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 昭和47年告示第378号（農業振興地域の指定）の一部改正（総合農政課）	1
○ 県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 国土調査の成果の認証（同）	2
○ 保安林の指定の解除（治山課）	6
○ 令和5年度第4・四半期における保安林の皆伐限度面積（同）	7
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産漁港課）	8
○ 道路の供用開始（道路保全課）	13
○ 道路の位置指定（東播磨県民局）	13
○ 同 上（淡路県民局）	13
公 告	
○ 景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出（都市政策課）	13
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	14
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 大規模小売店舗の廃止に関する届出（同）	17
○ 落札者等の公示（物品管理課）	17
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（阪神北県民局）	17
○ 同 上（北播磨県民局）	18
○ 同 上（同）	18
病院局公告	
○ 入札公告	18
兵庫県内水面漁場管理委員会公告	
○ 漁業法に基づく指示	21
教育委員会公告	
○ 入札公告	22

告 示

兵庫県告示第1167号

昭和47年3月17日告示第378号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県農林水産部総合農政課及び西播磨県民局光都農林振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年12月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

本文中の「あつて」を「あって」に、「はかる」を「図る」に改める。

赤穂市に係る部分6を次のように改める。

- 6 現況山林（農用地等として利用する大字塩屋字高山、齒朶山、大字西有年字湯ノ内、大字大津字北田、帆坂、南田の一部を除く。）の区域の土地であって、次の図面の黄緑色に着色した部分に該当するものの区域



兵庫県告示第1168号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災工事計画を令和5年11月20日に定めたので、緊急防災工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和5年12月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	新宮池地区	令和5年12月1日から 同 月21日まで	多可町役場



兵庫県告示第1169号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災工事計画を令和5年11月20日に定めたので、緊急防災工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和5年12月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	高山山田池地区	令和5年12月1日から 同 月21日まで	上郡町役場



兵庫県告示第1170号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和5年12月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
令和元年5月から令和4年12月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（吉井1823）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市吉井の一部
- (5) 認証年月日
令和5年11月10日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間

- 令和元年11月から令和4年12月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（高屋1901）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市高屋の一部
- (5) 認証年月日
令和5年11月10日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
令和2年1月から令和4年12月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（福田1902）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市福田の一部
- (5) 認証年月日
令和5年11月10日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
令和2年4月から令和4年12月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（森津1903）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市森津の一部
- (5) 認証年月日
令和5年11月10日
- 5 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
令和2年8月から令和4年12月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（江野2001）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市江野の一部
- (5) 認証年月日
令和5年11月10日
- 6 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
令和2年8月から令和4年12月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（江野2002）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市江野の一部
- (5) 認証年月日
令和5年11月10日
- 7 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間

- 令和2年8月から令和4年12月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（江野2005）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市江野の一部
- (5) 認証年月日
令和5年11月10日
- 8(1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
令和2年8月から令和4年12月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（竹野町林2007）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市竹野町林の一部
- (5) 認証年月日
令和5年11月10日
- 9(1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
令和2年8月から令和4年12月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（竹野町林2008）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市竹野町林の一部
- (5) 認証年月日
令和5年11月10日
- 10(1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
令和2年8月から令和4年12月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（竹野町坊岡2009）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市竹野町坊岡の一部
- (5) 認証年月日
令和5年11月10日
- 11(1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
令和3年5月から令和4年12月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（宮井1815(1835)）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市宮井の一部
- (5) 認証年月日
令和5年11月10日
- 12(1) 調査を行った者の名称
丹波ひかみ森林組合
- (2) 調査を行った期間

- 平成30年10月から令和5年2月まで
- (3) 成果の名称
丹波市氷上町香良の一部（氷上町香良（I））の地籍図及び地籍簿
 - (4) 調査を行った地域
丹波市氷上町香良の一部
 - (5) 認証年月日
令和5年11月10日
- 13(1) 調査を行った者の名称
丹波市森林組合
- (2) 調査を行った期間
令和3年4月から令和5年2月まで
 - (3) 成果の名称
丹波市市島町梶原の一部の地籍図及び地籍簿
 - (4) 調査を行った地域
丹波市市島町梶原の一部
 - (5) 認証年月日
令和5年11月10日
- 14(1) 調査を行った者の名称
丹波市森林組合
- (2) 調査を行った期間
令和3年4月から令和5年2月まで
 - (3) 成果の名称
丹波市市島町上田の一部の地籍図及び地籍簿
 - (4) 調査を行った地域
丹波市市島町上田の一部
 - (5) 認証年月日
令和5年11月10日
- 15(1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
令和2年7月から令和4年3月まで
 - (3) 成果の名称
南あわじ市阿那賀8（阿那賀の一部）の地籍図及び地籍簿
 - (4) 調査を行った地域
南あわじ市阿那賀の一部
 - (5) 認証年月日
令和5年11月10日
- 16(1) 調査を行った者の名称
神崎郡福崎町
- (2) 調査を行った期間
令和元年7月から令和5年3月まで
 - (3) 成果の名称
福崎町 山崎・福田の各一部（191-B）の地籍図及び地籍簿
 - (4) 調査を行った地域
神崎郡福崎町山崎及び福田の各一部
 - (5) 認証年月日
令和5年11月10日
- 17(1) 調査を行った者の名称
赤穂郡上郡町
- (2) 調査を行った期間

- 令和2年10月から令和3年12月まで
- (3) 成果の名称
上郡町山野里及び井上の一部⑦の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
赤穂郡上郡町山野里及び井上の各一部
- (5) 認証年月日
令和5年11月10日
- 18(1) 調査を行った者の名称
美方郡香美町
- (2) 調査を行った期間
令和2年5月から令和5年2月まで
- (3) 成果の名称
香美町(村岡区池ヶ平(202371))の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
美方郡香美町村岡区池ヶ平の一部
- (5) 認証年月日
令和5年11月10日
- 19(1) 調査を行った者の名称
美方郡香美町
- (2) 調査を行った期間
令和2年7月から令和5年2月まで
- (3) 成果の名称
香美町(香住区余部(201501))の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
美方郡香美町香住区余部の一部
- (5) 認証年月日
令和5年11月10日
- 20(1) 調査を行った者の名称
美方郡香美町
- (2) 調査を行った期間
令和2年7月から令和5年2月まで
- (3) 成果の名称
香美町(小代区芽野(203071))の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
美方郡香美町小代区芽野の一部
- (5) 認証年月日
令和5年11月10日



兵庫県告示第1171号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和5年12月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 解除に係る保安林の所在場所
宝塚市川面字長尾山15の987(次の図に示す部分に限る。)、15の989、15の990
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
一般送配電事業用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農林水産部治山課、阪神北県民局阪神農林振興事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第1172号

令和5年度第4・四半期において保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐の面積の限度は、次のとおりである。

令和5年12月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

森林計画区	単区域名	範囲(市・郡・町)	単区域区域内に存する皆伐を許される保安林面積(ha)					備考
			水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	干害防備保安林	保健保安林	計	
加古川	神崎川	川辺郡一円	—	2.40	—	—	2.40	
	武庫川	三田市	208.04	1.04	—	—	209.08	
	神戸地区	神戸市	8.52	50.76	—	38.90	98.18	
	東播地区	西脇市 加西市 加東市 多可郡一円	562.85	124.60	—	11.53	698.98	
揖保川	中播地区	姫路市 神崎郡一円	765.25	134.69	—	60.78	960.72	姫路市(旧姫路市、旧飾磨郡家島町、同郡夢前町及び旧神崎郡香寺町の区域をいう。)
	揖保川	姫路市 たつの市 宍粟市 揖保郡一円	2,078.96	196.05	3.28	31.40	2,309.69	姫路市(旧宍粟郡安富町の区域をいう。) 宍粟市(旧宍粟郡山崎町、同郡一宮町及び同郡波賀町の区域をいう。) 干害防備保安林は宍粟市(旧宍粟郡一宮町に係る区域)に限る。
	千種川	相生市 赤穂市 宍粟市 赤穂郡一円 佐用郡一円	927.69	205.54	—	16.48	1,149.71	宍粟市(旧宍粟郡千種町の区域をいう。)
円山川	円山川下流	豊岡市	1,207.77	108.37	0.72	2.92	1,319.78	豊岡市(旧豊岡市、旧城崎郡城崎町、同郡日高町、旧出石郡出石町及び同郡但東町の区域をいう。) 干害防備保安林は旧城崎郡城崎町に係る区域に限る。
	矢田川	豊岡市 美方郡香美町	1,097.52	49.47	4.74	24.86	1,176.59	豊岡市(旧城崎郡竹野町の区域をいう。) 干害防備保安林は美方郡香美町(旧城崎郡香住町に係る区域)に限る。
	岸田川	美方郡新温泉町	601.50	35.11	—	1.42	638.03	
	南但地区	養父市 朝来市	1,585.63	231.67	—	47.04	1,864.34	
加古川	佐治川～篠山川	丹波篠山市 丹波市	904.29	134.90	—	23.76	1,062.95	丹波市(旧氷上郡柏原町、同郡氷上町、同郡青垣町及び同郡山南町の区域をいう。)
	竹田川	丹波市	105.92	29.88	—	8.66	144.46	丹波市(旧氷上郡春日町及び同郡市島町の区域をいう。)
	淡路地区	洲本市 南あわじ市 淡路市	436.24	2.34	—	78.36	516.94	
合計			10,490.18	1,306.82	8.74	346.11	12,151.85	

兵庫県告示第1173号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第1号に掲げるうなぎ稚魚漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年12月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

区域番号 区域名		制限措置						
		漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	漁業者の数	漁業を営む者の資格
1	武庫川	うなぎ稚魚漁業	別記1の1	2月1日から4月30日まで	—	—	定めなし	別記2の1
2	鳴尾川	同上	別記1の2	同上	同上	同上	同上	同上
3	妙法寺川	同上	別記1の3	同上	同上	同上	同上	同上
4	福田川	同上	別記1の4	同上	同上	同上	同上	同上
5	山田川	同上	別記1の5	同上	同上	同上	同上	同上
6	明石川	同上	別記1の6	同上	同上	同上	同上	同上
7	谷八木川	同上	別記1の7	同上	同上	同上	同上	同上
8	赤根川	同上	別記1の8	同上	同上	同上	同上	同上
9	瀬戸川	同上	別記1の9	同上	同上	同上	同上	同上
10	喜瀬川	同上	別記1の10	同上	同上	同上	同上	同上
11	別府川	同上	別記1の11	同上	同上	同上	同上	同上
12	水田川	同上	別記1の12	同上	同上	同上	同上	同上
13	泊川	同上	別記1の13	同上	同上	同上	同上	同上
14	加古川①	同上	別記1の14	同上	同上	同上	同上	別記2の2
15	加古川②	同上	別記1の15	同上	同上	同上	同上	別記2の3
16	堀川	同上	別記1の16	同上	同上	同上	同上	別記2の1
17	大木曾水路	同上	別記1の17	同上	同上	同上	同上	同上
18	法華山谷川	同上	別記1の18	同上	同上	同上	同上	同上
19	鹿島川 (松村川)	同上	別記1の19	同上	同上	同上	同上	同上

20	天川	同上	別記1の20	同上	同上	同上	同上	同上
21	市川	同上	別記1の21	同上	同上	同上	同上	同上
22	船場川	同上	別記1の22	同上	同上	同上	同上	同上
23	夢前川	同上	別記1の23	同上	同上	同上	同上	同上
24	揖保川	同上	別記1の24	同上	同上	同上	同上	同上
25	富島川	同上	別記1の25	同上	同上	同上	同上	同上
26	加里屋川	同上	別記1の26	同上	同上	同上	同上	同上
27	洲本市	同上	別記1の27	同上	同上	同上	同上	別記2の4
28	淡路市	同上	別記1の28	同上	同上	同上	同上	別記2の5
29	南あわじ市	同上	別記1の29	同上	同上	同上	同上	別記2の6
30	中村川	同上	別記1の30	同上	同上	同上	同上	別記2の1
31	汐入川	同上	別記1の31	同上	同上	同上	同上	同上
32	芋谷川	同上	別記1の32	同上	同上	同上	同上	同上
33	天和雨水水路	同上	別記1の33	同上	同上	同上	同上	同上
34	夙川	同上	別記1の34	同上	同上	同上	同上	同上
35	芦屋川	同上	別記1の35	同上	同上	同上	同上	同上
36	新湊川	同上	別記1の36	同上	同上	同上	同上	同上
37	塩屋谷川	同上	別記1の37	同上	同上	同上	同上	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和6年1月4日から同年3月19日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年2月1日（同年2月2日以降の許可は許可の日）から令和7年1月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、概ね次に掲げる条件を付けることがある。

区域番号	条件
1から28及び30から37までの区域	別記3の1から9まで
29の区域	別記3の1から10まで

(3) 洲本市、淡路市及び南あわじ市を除く県内に住所を有する者が申請可能な区域

洲本市、淡路市及び南あわじ市を除く県内に住所を有する者は、区域番号の1から26及び30から37までの区域から2区域を選択して申請することができる。

別記1 操業区域

(注) 緯度経度は秒の単位を端数処理により小数第1位までとしているため参考値。

- 1 阪神高速5号湾岸線橋梁下流端から阪神電気鉄道阪神本線橋梁下流端までの区域
- 2 次の点A、B、C及びDを結んだ線から上流の区域
 - A 鳴尾川左岸波除堤基部（北緯34度42分19.1秒、東経135度21分49.7秒）
 - B 鳴尾川左岸波除堤北西端（北緯34度42分19.5秒、東経135度21分48.6秒）
 - C 鳴尾川右岸波除堤突端北東角（北緯34度42分21.2秒、東経135度21分48.3秒）
 - D 鳴尾川右岸波除堤基部（北緯34度42分22.5秒、東経135度21分47.4秒）
- 3 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
 - A 妙法寺川左岸河川護岸突端（北緯34度38分34.1秒、東経135度8分6.4秒）
 - B 妙法寺川右岸物揚場南東角（北緯34度38分33.7秒、東経135度8分5.1秒）
- 4 垂水漁港臨港道路福田川橋梁下流端から上流の区域
- 5 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
 - A 山田川左岸護岸下流端（北緯34度38分20.3秒、東経135度1分33.8秒）
 - B 山田川右岸護岸下流端（北緯34度38分21.3秒、東経135度1分32.4秒）
- 6 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
 - A 明石川左岸護岸下流端（明石市大観町南西角北緯34度38分35.5秒、東経134度58分42.6秒）
 - B 明石川右岸護岸下流端（明石市船上町南東角北緯34度38分35.6秒、東経134度58分35.6秒）
- 7 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
 - A 谷八木川左岸護岸下流端（北緯34度39分48.6秒、東経134度56分34.3秒）
 - B 谷八木川右岸護岸下流端（北緯34度39分49.5秒、東経134度56分32.4秒）
- 8 県道380号（江井ヶ島大久保停車場線）赤根川橋梁下流端から上流の区域
- 9 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
 - A 瀬戸川左岸護岸下流端（北緯34度41分19.9秒、東経134度53分44.2秒）
 - B 瀬戸川右岸護岸下流端（石積法面下端北緯34度41分20.7秒、東経134度53分40.3秒）
- 10 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
 - A 喜瀬川左岸護岸下流端（浜田埋立地南西角北緯34度42分39.6秒、東経134度51分33.7秒）
 - B 阿閑漁港埋立地南東角（北緯34度42分41.2秒、東経134度51分31.4秒）
- 11 次の点A、B及びCを結んだ線から上流の区域。ただし、水田川の区域（水田川排水機場水門下流端から上流の区域）を除く。
 - A 別府川河口左岸波除堤基部（北緯34度42分55.6秒、東経134度50分49.9秒）
 - B 別府川河口左岸波除堤突端北西角（北緯34度42分56.3秒、東経134度50分47.5秒）
 - C 別府川河口右岸東播磨港別府港埋立地南東角（北緯34度42分55.5秒、東経134度50分43.4秒）
- 12 水田川排水機場水門下流端から上流の区域
- 13 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
 - A 東播磨港尾上地区西物揚場南西角（泊川左岸導流堤）突端（北緯34度43分56.7秒、東経134度48分43.4秒）
 - B 東播磨港別府西港区西防波堤北東角（北緯34度43分53.6秒、東経134度48分40.8秒）
- 14 次の点A及びBを結んだ線から山陽電気鉄道加古川橋梁下流端までの区域
 - A 高砂市高砂町向島公園東護岸南角の防波堤（導流堤）基部（北緯34度44分4.3秒、東経134度48分15.5秒）
 - B 泊川最下流の橋梁の中心点を通る同橋梁に平行にひいた線と加古川左岸との交点（北緯34度44分5.9秒、東経134度48分40.2秒）
- 15 次の点A及びBを結んだ線から国道250号（明姫幹線）上流潮止堰堤（古新堰堤）までの区域
 - A 高砂市高砂町向島公園東護岸南角の防波堤（導流堤）基部（北緯34度44分4.3秒、東経134度48分15.5秒）
 - B 泊川最下流の橋梁の中心点を通る同橋梁に平行にひいた線と加古川左岸との交点（北緯34度44分5.9秒、東経134度48分40.2秒）
- 16 次の点A、B及びCを結んだ線から高砂樋門までの区域
 - A 高砂市東播磨港高砂本港区東防波堤基部（北緯34度43分56.4秒、東経134度48分5.2秒）
 - B 堀川河口右岸防波堤突端北東角（北緯34度43分57.3秒、東経134度48分1.6秒）

- C 堀川河口右岸防波堤基部（北緯34度43分58.6秒、東経134度48分0.9秒）
- 17 東播磨港高砂西港公共岸壁の延長線から上流の区域
- 18 次の点A、B及びCを結んだ線から上流の区域
- A 東播磨港荒井地区東防波堤基部（北緯34度45分1.1秒、東経134度46分8.1秒）
- B 東播磨港荒井地区東防波堤突端北西角（北緯34度45分1.1秒、東経134度46分3.9秒）
- C 電源開発株式会社高砂火力発電所専用岸壁南東角（北緯34度45分3.0秒、東経134度45分55.2秒）
- 19 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
- A 高砂市曾根町埋立地南東角（北緯34度45分38.2秒、東経134度45分58.3秒）
- B 東播磨港（曾根）公共物揚場北端（北緯34度45分35.4秒、東経134度45分57.7秒）
- 20 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
- A 高砂市曾根町埋立地南西角（北緯34度45分42.9秒、東経134度45分42.4秒）
- B 東播磨港伊保地区（曾根）西防波堤基部（北緯34度45分44.0秒、東経134度45分39.3秒）
- 21 次の点A、Bを結んだ線から永世橋下流端までの区域
- A 姫路市飾磨区中島字川尻新田護岸南東角（北緯34度46分52.7秒、東経134度40分40.0秒）
- B Aから83度25分の線と対岸との交点（北緯34度46分54.3秒、東経134度40分56.8秒）
- 22 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
- A 姫路港入船地区埋立地南東角（北緯34度46分46.8秒、東経134度39分0.9秒）
- B Aから正東（90度）の線と対岸との交点（北緯34度46分46.8秒、東経134度39分14.1秒）
- 23 次の点A及びBを結んだ線から西日本旅客鉄道姫新線橋梁下流端までの区域
- A 姫路港入船地区埋立地南西角（北緯34度46分46.8秒、東経134度38分55.8秒）
- B Aから正西（270度）の線と対岸との交点（北緯34度46分46.8秒、東経134度38分45.9秒）
- 24 次の点A及びBを結んだ線から点C及びDを結んだ線までの区域
- A 姫路市網干区興浜地先揖保川左岸コンクリート堤防北端（北緯34度46分28.8秒、東経134度34分56.3秒）
- B Aから293度の線と対岸との交点（北緯34度46分30.7秒、東経134度34分50.9秒）
- C 網干川右岸の揖保川合流点（網干水門北西角）（北緯34度46分53.6秒、東経134度35分9.8秒）
- D Cから257度の線と対岸との交点（北緯34度46分52.1秒、東経134度35分1.7秒）
- 25 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
- A 富島川右岸河口突堤基部（北緯34度46分12.8秒、東経134度33分28.4秒）
- B Aから130度の線と対岸との交点（北緯34度46分8.9秒、東経134度33分34.0秒）
- 26 次の点A、B及びCを結んだ線から上流の区域
- A 千鳥防波堤基部北西角（北緯34度43分53.1秒、東経134度22分32.0秒）
- B 松鼻防波堤突端北東角（北緯34度43分58.0秒、東経134度22分25.8秒）
- C 松鼻防波堤基部北角（北緯34度43分58.8秒、東経134度22分25.1秒）
- 27 洲本市内の河川
- 28 淡路市内の河川
- 29 南あわじ市内の河川。ただし、三原川右岸御原橋下流端から80メートル下流までの区域を除く。
- 30 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
- A 妻鹿漁港導流堤（中村川左岸導流堤）南西角（北緯34度46分25.3秒、東経134度42分19.8秒）
- B Aから293度25分の線と妻鹿漁港東（Ⅱ）防波堤（中村右左岸導流堤）との交点（北緯34度46分25.7秒、東経134度42分18.6秒）
- 31 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
- A 姫路市大津区勸兵衛町5丁目南東角（北緯34度46分41.0秒、東経134度36分46.2秒）
- B Aから正南（180度）の線と対岸との交点（北緯34度46分37.1秒、東経134度36分46.2秒）
- 32 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
- A 芋谷川左岸護岸下流端（相生市大島町西端）（北緯34度48分21.6秒、東経134度27分59.3秒）
- B Aから正北（0度）の線と対岸との交点（北緯34度48分23.7秒、東経134度27分59.3秒）
- 33 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
- A 赤穂市鷗和（三菱電機赤穂工場）埋立地南東角（北緯34度44分48.0秒、東経134度21分29.4秒）
- B Aから160度の線と対岸との交点（北緯34度44分44.8秒、東経134度21分30.8秒）

- 34 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
 - A 夙川左岸護岸下流端（北緯34度43分29.1秒、東経135度19分44.1秒）
 - B 夙川右岸護岸下流端（石積法面下端）（北緯34度43分29.6秒、東経135度19分42.5秒）
- 35 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
 - A 芦屋川左岸河川敷（遊歩道）部下流端（北緯34度43分7.3秒、東経135度18分18.5秒）
 - B 芦屋川右岸導流堤突端南東角（北緯34度43分7.3秒、東経135度18分17.0秒）
- 36 次の点A、B及びCを結んだ線から上流の区域
 - A 新湊川左岸護岸下流端（神戸市長田区荻藻通7丁目南西角北緯34度39分0.5秒、東経135度9分18.0秒）
 - B 新湊川河口右岸波除堤突端北東角（北緯34度39分0.9秒、東経135度9分16.8秒）
 - C 新湊川河口右岸波除堤基部（北緯34度39分1.0秒、東経135度9分16.1秒）
- 37 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
 - A 塩屋谷川左岸導流堤突端南西角（北緯34度37分55.1秒、東経135度4分57.3秒）
 - B Aから正西（270度）の線と対岸（塩屋漁港東護岸）との交点（北緯34度37分55.1秒、東経135度4分56.4秒）

別記2 漁業を営む者の資格

- 1 洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者であつて、県内ではほんうなぎの養殖業を営む者、又はほんうなぎの養殖業を営む者もしくはしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。
- 2 洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者であつて、県内ではほんうなぎの養殖業を営む者又は県内ではほんうなぎの養殖業を営む者と売買契約を締結している者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。
- 3 洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者であつて、県内ではほんうなぎの養殖業を営む者又は県内ではほんうなぎの養殖業を営む者と売買契約を締結している者のうち操業区域内の漁業権の行使権を有する者もしくは操業区域内の漁業権者の同意を得ている者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。
- 4 洲本市に住所を有する者であつて、ほんうなぎの養殖業を営む者もしくはしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。
- 5 淡路市に住所を有する者であつて、ほんうなぎの養殖業を営む者もしくはしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。
- 6 南あわじ市に住所を有する者であつて、ほんうなぎの養殖業を営む者もしくはしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。

別記3 条件

- 1 たも網によるすくいとり以外の方法により採捕してはならない。
- 2 同時に使用するたも網は1本を超えてはならない。
- 3 火光として使用する照明器具は2個を超えて使用してはならない。
- 4 船舶を使用して採捕してはならない。
- 5 下記漁業従事者以外の者を従事させてはならない。

漁業従事者	
-------	--

- 6 操業するときは、採捕従事者証を携帯しなければならない。
- 7 漁獲量の上限5キログラムを超えて採捕してはならない。
- 8 県内ではほんうなぎの養殖業を営む者又は県内ではほんうなぎの養殖業を営む者と売買契約を締結している者にあつては、知事が、農林水産大臣から県内ではほんうなぎの養殖業を営む者に配分された池入量に達するおそれがあるとして採捕の停止を命じた場合は、当該命令に従わなければならない。
- 9 県内ではほんうなぎの養殖業を営む者以外の者と売買契約を締結している者にあつては、知事が、全国のおなぎ養殖業の池入量が国の定めた池入量に達するおそれがあるとして採捕の停止を命じた場合は、当該命令に従わなければならない。
- 10 三原川本支流においては発電機を使用してはならない。



兵庫県告示第1174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、令和5年12月1日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年12月1日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和5年12月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 豊岡インター線	豊岡市戸牧字肱田897番5から 同市戸牧字大田929番7まで	旧	25.0から 46.0まで	273.0	予定地
		新	25.0から 46.0まで	273.0	



兵庫県告示第1175号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和5年12月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R05東播位置 0001号	5.11.17	加古郡播磨町古宮字願満寺374番の一部、 375番1の一部、375番3	6.00	26.73



兵庫県告示第1176号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和5年12月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R05淡路位置 0004号	5.11.20	洲本市大野字居内829番1、829番2の各一部、 829番2地先水路 同市大野字明立830番、831番の各一部	6.00	46.15

公 告

景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の9の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県まちづくり部都市政策課に提出すること。

令和5年12月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 名称 株式会社グッドラック
 代表者の氏名 代表取締役 矢部 嘉宏
 住所 大阪市旭区大宮4-8-22
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 (仮称) 淡路市野島ホテルウエストコート
 所在地 淡路市野島大川字木揚106番2、110番1、110番2、110番3、110番4、111番4及び372番
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県まちづくり部都市政策課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課
 縦覧期間 令和5年12月1日から同月14日まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先
 提出期間 令和5年12月1日から同月14日まで
 提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県まちづくり部都市政策課



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年12月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 マルナカ物部店
 所在地 洲本市物部三丁目639番地 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ア 変更前

名称	リベラルスーパーチェーン物部店
所在地	洲本市物部三丁目638-1 ほか
名称	シティオ物部店
所在地	洲本市物部三丁目637
 - イ 変更後

名称	マルナカ物部店
所在地	洲本市物部三丁目639番地 ほか
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社リベラルスーパーチェーン	洲本市本町七丁目4番33号	西岡 康之
株式会社モードエース	津名郡一宮町郡家201-1	藪内 孝明

株式会社ハートランド 三原郡緑町広田広田594-1 印 部 昌 明
 外1者
 イ 変更後
 名称 住所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平 尾 健 一

4 変更年月日

令和3年3月1日ほか

5 届出年月日

令和5年11月16日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和5年12月1日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年4月1日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年12月1日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 養父複合商業施設

所在地 養父市上箇字下河原66番 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称

住所

代表者の氏名

東京センチュリー株式会社

東京都千代田区神田練堀町3番地

馬 場 高 一

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称

住所

代表者の氏名

ウエルシア薬局株式会社

東京都千代田区外神田二丁目2番15号

松 本 忠 久

株式会社大創産業

広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

矢 野 靖 二

(2) 変更後

名称

住所

代表者の氏名

ウエルシア薬局株式会社

東京都千代田区外神田二丁目2番15号

田 中 純 一

株式会社大創産業

広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

矢 野 靖 二

4 変更年月日

令和5年3月1日

5 届出年月日

令和5年10月11日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和5年12月1日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年4月1日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年12月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山崎三津ショッピングタウン

所在地 宍粟市山崎町三津240 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
オリックス株式会社	東京都港区浜松町二丁目4番1号	井上 亮
三菱HCキャピタル株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	久井 大樹

3 変更事項

大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
オリックス株式会社	東京都港区浜松町二丁目4番1号	井上 亮
三菱HCキャピタル株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	柳井 隆博

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
オリックス株式会社	東京都港区浜松町二丁目4番1号	井上 亮
三菱HCキャピタル株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	久井 大樹

4 変更年月日

令和5年4月1日

5 届出年月日

令和5年10月20日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和5年12月1日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年4月1日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の廃止に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

令和5年12月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マルナカ物部店
所在地 洲本市物部三丁目639番地 ほか
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
2,344平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
令和6年2月1日
- 5 届出年月日
令和5年11月17日

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年12月1日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
建設雪寒機械（除雪ドーザー11t級） 2台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年10月27日
- 4 落札者の名称及び住所
コマツカスタマーサポート株式会社 姫路支店
姫路市花田町一本松定池122
- 5 落札金額
37,070,000円（税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和5年9月19日

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年12月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

- 芦屋市奥池町1番534
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
宝塚市野上4丁目13番2号
福田 承子
- 3 許可年月日及び許可番号
令和5年3月23日
兵庫県指令神北(宝土)(建)第1-5号(4芦屋)



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年12月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
西脇市野村町字西ノ芝1128番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
西脇市下戸田44番地の2
田井 甫
- 3 許可年月日及び許可番号
令和5年7月14日
兵庫県指令北播(加土)(建)第1-6号(5西脇)



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年12月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
西脇市高田井町字大藪158番、159番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
西脇市西脇907番地
第一不動産株式会社 代表取締役 岸本晃典
- 3 許可年月日及び許可番号
令和5年7月14日
兵庫県指令北播(加土)(建)第1-7号(5西脇)

病 院 局 公 告

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年12月1日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 入札に付する事項
 - (1) 物品及び数量
薬剤ネットワークシステムほか一式(賃貸借)
 - (2) 仕様
物品の性能等に関し、契約担当者が仕様書で指定する特質等を有すること。
 - (3) 契約期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日

(4) 履行場所

名 称	住 所
県立尼崎総合医療センター	尼崎市東難波町2-17-77
県立西宮病院	西宮市六湛寺町13-9
県立加古川医療センター	加古川市神野町神野203
県立はりま姫路総合医療センター	姫路市神屋町3-264
県立丹波医療センター	丹波市氷上町石生2002-7
県立淡路医療センター	洲本市塩屋1-1-137
県立ひょうごこころの医療センター	神戸市北区山田町上谷上字登り尾3
県立こども病院	神戸市中央区港島南町1-6-7
県立がんセンター	明石市北王子町13-70
県立粒子線医療センター	たつの市新宮町光都1-2-1

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（契約期間の賃貸借料総額）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県病院局経営課業務班
電話（078）341-7711 内線3450
- (2) 契約条項を示す期間及び入札説明書等の交付期間
令和5年12月1日（金）から同月15日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札参加申込書の受付期間
上記(2)に同じ。
- (4) 入札・開札の日時及び場所
令和6年1月12日（金）午前10時 兵庫県庁1号館2階会議室
- (5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和6年

1月11日(木)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の5以上の額の入札保証金を令和6年1月10日(水)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料を令和5年12月15日(金)午後4時までに上記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札物品の適合性の確認結果は令和5年12月22日(金)までに入札者に回答する。

ウ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(4)アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

エ 入札者は、上記(4)イで認められた物品で入札すること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(令和6年1月19日(金))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円(消費税及び地方消費税を含む。)を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第17号)第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Dr.Sugimura, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:
Drug network system etc, 1 set
- (3) Lease term:
From April 1, 2024 to March 31, 2030
- (4) Delivery place:

①	Hyogo Prefectural Amagasaki General Medical Center
②	Hyogo Prefectural Nishinomiya Hospital
③	Hyogo Prefectural Kakogawa Medical Center
④	Hyogo Prefectural Harimahimeji General Medical Center
⑤	Hyogo Prefectural Tanba Medical Center
⑥	Hyogo Prefectural Awaji Medical Center
⑦	Hyogo Mental Health Center
⑧	Kobe Children's Hospital
⑨	Hyogo Cancer Center
⑩	Hyogo Ion Beam Medical Center

- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 December 15, 2023
- (6) Deadline for tender:
17:00 January 11, 2024 by mail
10:00 January 12, 2024 by direct delivery
- (7) Contact point for the notice:
Administration Division, Hyogo Prefectural Hospitals Agency,
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 extension 3450

兵庫県内水面漁場管理委員会公告

漁業法に基づく指示

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、令和5年11月8日に次のとおり指示した。

令和5年12月1日

兵庫県内水面漁場管理委員会
会長 近藤敬三

1 指示内容

- (1) 持ち出し放流の禁止
コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、採捕したコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）を持ち出し他の水域に放流してはならない。
- (2) 持ち込みの制限等
コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、次のことを遵守すること。
ただし、採捕したコイを同じ場所に再放流する場合は除く。

ア 放流の制限

コイを放流する場合は、放流用のコイが次の全てを満たしていることを確認すること。

- (7) 過去にコイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域の水に浸かったことがないこと。
- (8) PCR検査により陰性が確認されたコイ群であること。

イ 遺棄の禁止

生死を問わず、コイを遺棄してはならない。

2 指示の期間

令和6年1月1日から同年12月31日まで

教育委員会公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年12月1日

契約担当者

兵庫県教育長 藤原俊平

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

兵庫県立歴史博物館ほか8施設で使用する電気 予定数量6,037,427キロワット時/年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

(4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出納局物品管理課 電話（078）341-7711 内線4947

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

（環境配慮方針に基づく判定窓口）

兵庫県環境部環境政策課 電話（078）341-7711 内線2793

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

令和5年12月1日(金)から同月26日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県教育委員会事務局社会教育課 担当 桂
電話 (078) 341-7711 内線5758

4 入札参加申込書及び入札書の提出期間

(1) 入札参加申込書の提出期間

令和5年12月4日(月)から同月26日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

(3) 開札の日時及び場所

日時 令和6年1月12日(金) 午前10時から
場所 兵庫県教育委員会事務局社会教育課内(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

(4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、令和6年1月11日(木)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約金額(入札書記載金額の100分の110。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を令和6年1月10日(水)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国(公社・公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき(入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。)

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和5年12月26日(火)午後5時までに提出すること。
また、上記(2)ア及び(3)アに示した国及び地方公共団体等との契約締結及び履行の実績がある場合にはそれを証明する書類を併せて提出すること。

イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されている

こと。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ又はエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Shumpei Fujiwara, Superintendent of Education, Hyogo Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 6,037,427 kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for tender:

17:00 January 11, 2024 by direct delivery

17:00 January 11, 2024 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Katsura, Social Education Division, Hyogo Prefectural Board of Education

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078) 341-7711 Ext. 5758